

動物愛護管理法・基本指針改正への 対応（案）

1. 動物の適正飼養の啓発と徹底
2. 動物の致死処分数の更なる減少を目指した取組の推進
3. 事業者等による動物の適正な取扱いの推進
4. 災害対策をはじめとする危機管理への的確な対応

1. 動物の適正飼養の啓発と徹底①

施策体系	中間報告における記載事項	法・基本指針の改正内容 中間報告以降の新規取組	中間報告における対応状況	推進計画への反映内容
(1) 適正飼養・終生飼養に係る普及啓発の強化	① 動物を飼い始める時からの啓発、飼い主が学ぶ機会の提供、飼い主に向けた情報発信 ② 専門家等と連携した最新知識の提供 ③ 飼い主の飼養継続やいざという時の対応のための情報提供等の支援	▶ 譲渡時や販売時に、飼い主へ繁殖制限について説明（基本指針）	済（①）	
		▶ 適正飼養が困難な場合の繁殖防止の義務化（動愛法）	済（①）	
		▶ 終生飼養の趣旨の適正な理解が進むための普及啓発の実施（基本指針）	済（③）	
		▶ マイクロチップ装着の制度化（動愛法）、所有者明示の必要性の啓発（基本指針）	追加	資料5 - 2 参照
(2) 犬の適正飼養の徹底	① 区市町村と連携した法令遵守の徹底 ② こう傷事故防止のための飼い主への啓発			(中間報告と同じ)
(3) 多頭飼育に起因する問題への対応	① 多頭飼育問題への対応手法の整理 ② 関係機関での情報共有、連携した取組等を円滑に行える仕組みづくりの推進	▶ 多頭飼育問題等への対応における福祉部局等との連携の強化（基本指針）	追加	資料5 - 3 参照
(4) 動物の遺棄・虐待防止に関する対策	① 関係機関と連携した普及啓発 ② 法獣医学の知見等に基づいた対応手法の確立 ③ 警察や獣医療に係る関係機関等との連携体制を強化	▶ 虐待等の罰則強化、獣医師による通報の義務化の周知徹底（動愛法、基本指針）	済（①）	
		▶ 虐待の通報への対応等の明確化、体制構築について検討（基本指針）	済（③）	

1. 動物の適正飼養の啓発と徹底②

施策体系	中間報告における記載事項	法・基本指針の改正内容 中間報告以降の新規取組	中間報告における 対応状況	推進計画への 反映内容
(5) 地域における適正飼養の推進のための人材育成	① 動物愛護推進員など、地域において指導的な役割を果たせる人材の確保と養成、資質向上の取組の推進	▶ 適正飼養に関する専門知識・技能等を保持する人材の育成（基本指針）	済（①）	
		▶ 指定都市及び中核市以外の市区町村における動物愛護管理担当職員設置の努力義務化（動愛法）	追加	資料5 - 3 参照
		■ 2030年に向けた政策目標として「動物の相談支援体制の整備促進を設定、「地域における動物の相談支援体制整備事業」を開始（新規取組）	追加	資料5 - 3 参照
(6) 小中学校等の教育現場での動物愛護管理の普及啓発活動への支援	① 教育機関と連携した学習支援の幅広い展開 ② 区市町村等と連携し、教職員等に対する知識の普及や情報提供、学校現場への支援			（中間報告と同じ）

2. 動物の致死処分数の更なる減少を目指した取組の推進

施策体系	中間報告における記載事項	法・基本指針の改正内容 中間報告以降の新規取組	中間報告における 対応状況	推進計画への 反映内容
		<ul style="list-style-type: none"> ▶ 犬猫の引取り数を更に減少（基本指針） ▶ 犬猫の殺処分数を透明性を持って戦略的に減少（基本指針） ▶ 地域の実情に応じた殺処分と譲渡の考え方を整理、必要な普及啓発を推進（基本指針） ■ 「保護・収容動物の適正な取扱い・譲渡の促進に向けたガイドブック」を策定、公表（新規取組） 	追加	※方向性について検討中
(1) 地域の飼い主のいない猫対策の定着・普及	① 地域に根差した取組が進むための支援	▶ 地域猫活動の在り方を検討、適切な情報発信（基本指針）	済（①②）	
	② 効果の高い取組の普及により区市町村における取組を推進	▶ 所有者等のいない犬猫の発生を防止するための取組を推進	済（①②）	
(2) 動物愛護相談センターにおける動物の適正な飼養管理の確保	① 動物ごとの健康管理を基本とし、動物福祉の考え方を踏まえた飼養管理の推進	▶ 動物愛護管理センターの業務の明確化をふまえ、センターの施設整備を推進（動愛法、基本指針）	済 (動物愛護相談センターのあり方については第2回小委員会で審議し、その結果は中間報告に反映)	
(3) 譲渡拡大のための仕組みづくり	① 登録譲渡団体や学生サークル等との交流機会の創出	▶ 団体譲渡の推進に向けた現状・課題を整理、対応を検討（基本指針）	済（③）	
	② 譲渡に関する情報発信の推進 ③ 譲渡を促進するための取組の検討 ④ 譲渡後のフォローアップの充実	▶ 日本獣医生命科学大学主催の学園祭で譲渡PRイベントを実施（新規取組）	済（①）	

3. 事業者等による動物の適正な取扱いの推進

施策体系	中間報告における記載事項	法・基本指針の改正内容 中間報告以降の新規取組	中間報告における 対応状況	推進計画への 反映内容
(1) 動物取扱業の監視強化	① 東京の地理的特性等を考慮した監視体制の確保	▶ 動物取扱業に関する規制強化（動愛法）	追加	資料5 - 4 参照
	② 迅速かつ集中的・継続的な監視指導を行える体制の確保 ③ より効率的・効果的な監視指導方法の検討	▶ マイクロチップ登録制度の遵守徹底に加え、遵守基準の具体化など新たな規制を着実に運用（基本指針）	追加	資料5 - 2 参照
(2) 業態の多様化に応じた監視指導と自主管理の促進	① 業態の多様化に応じた効果的な指導 ② 苦情等に繋がるケースの分析・情報提供や自主管理点検表の配布等による自主管理の促進	▶ 動物取扱業者等の資質向上のための主体的な取組を推進（基本指針）	追加	資料5 - 4 参照
(3) 特定動物飼養における適正飼養の徹底	① 特定動物の監視指導、無許可飼養防止の徹底	▶ 特定動物に関する規制強化について、周知・遵守徹底（動愛法、基本指針）	済 (①)	
(4) 産業動物及び実験動物の適正な取扱いに係る監視指導	① 都が所管する畜舎等の監視指導体制の確保	▶ 畜産部局と公衆衛生部局の効果的な連携強化の在り方を検討（基本指針）	追加	畜舎等の監視指導体制の確保 (①) の中で、畜産部局との連携強化を検討
	② 区市保健所等と連携した事業者への指導等の実施 ③ 研究機関等に対する実験動物の適切な取扱いに係る普及啓発	▶ 3Rの原則や飼養保管等基準の周知・遵守徹底、遵守状況を把握・公表（基本指針）	追加	実験動物の適切な取扱いに係る普及啓発を行う (③) とともに、遵守状況を把握・公表について検討

4. 災害対策をはじめとする危機管理への的確な対応

施策体系	中間報告における記載事項	法・基本指針の改正内容 中間報告以降の新規取組	中間報告における 対応状況	推進計画への 反映内容
(1) 動物由来感染症への対応強化	① 訓練等を通じた対応体制の実効性の検証、連携体制の確保 ② ペットを介在する動物由来感染症に係る注意喚起	■ 東京農工大学と連携して、動物愛護団体や事業者等を対象に動物由来感染症をテーマとしたシンポジウムを開催（新規取組）	済（②）	
(2) 災害への備えと発災時の危機管理体制の強化	① 飼い主が利用する事業者等と連携した災害対策の啓発 ② 避難所設置主体となる区市町村の対策強化 ③ ボランティアの受入や広域調整の仕組みづくり ④ 他自治体等の関係機関への協力要請なども視野に入れた体制強化の検討	▶ 区市町村の地域防災計画等において、動物の取扱い等に関する位置付けを明確化、地域の実情に応じて体制整備を推進（基本指針） ▶ 地域の特性に応じた平常時の準備、避難対策の周知等を推進（基本指針） ▶ 被災地以外の地方公共団体や民間団体と連携した広域的な協力体制についての事前の体制整備を推進（基本指針） ■ 「災害時における動物愛護管理対応マニュアル」に風水害時における対策を盛り込み改定（新規取組） ■ 新型コロナウイルス感染症入院・宿泊療養時のペットに関する相談受付、一時預かり等の対応（新規取組）	追加	資料5－5参照